

車両制限令違反者に対する割引停止措置等の見直しについて

重要

(1) 割引停止措置等の見直し内容

①違反点数等の見直し

1) 【即時告発】悪質な違反者（重量が基準の2倍以上）に対する対応強化

現行

即時告発の結果	措置（※）
有罪	割引停止
不起訴	—

平成29年4月1日～

即時告発の結果	措置（※）
有罪	即時告発をもって一部割引停止（1か月以上）
不起訴	—

（※）即時告発の結果にかかわらず、違反に応じた点数は別途加算します。

2) 【点数区分】措置命令等の発出基準に応じた違反点数区分の見直し

現行

違反種別（※）	点数
指導警告	—
措置命令A	3点～15点
措置命令B又はC	5点～15点
即時告発相当	15点～30点

平成29年4月1日～

違反種別（※）	点数
指導警告	3点
措置命令A	5点
措置命令B又はC	15点
即時告発相当	30点

（※）違反種別（指導警告、措置命令A～C）の用語の定義については、別紙を参照願います。

『即時告発相当』とは、措置命令B又はC相当の違反のうち重量が基準の2倍以上の違反を指します。

②累積期間等の見直し

1) 違反点数の累積期間を3か月（現行）から2年間（平成29年4月1日～）に拡大

現行

累積期間	適用要件
3か月 (四半期)	高速道路6会社が指定する四半期において違反を繰り返した場合に適用

平成29年4月1日～

累積期間	適用要件
2年間	累積点数に応じて適用

2) 違反点数の累積

現行

違反点数	措置内容
30点	講習会等による指導及び警告
上記に定める警告期間内に30点以上	一部割引停止 又は一部利用停止

（※）割引停止・利用停止は1年内の期間を定めて設定

平成29年4月1日～

累積違反点数	措置内容
30点	講習会等による指導
60点	一部割引停止（1か月）
90点	一部割引停止（2か月）
120点	一部利用停止（1か月）
150点	一部利用停止（2か月）

（※）①1) の即時告発を行った場合は、累積違反点数にかかわらず、「一部割引停止（1か月以上）」を適用します。

東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社
首都高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社

【累積違反点数に関する注意事項】

○累積違反点数150点以降も、30点ごとに一部利用停止期間が1か月ずつ延長されます。

例：累積違反点数180点 ⇒ 一部利用停止（3か月）、210点 ⇒ 一部利用停止（4か月）など

○割引停止・利用停止の期間中に、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)（以下「NEXCO3社」という。）が定めるETCコーポレートカード利用約款、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)各社の営業規則に違反する行為が認められた場合は、更なる措置が適用されます。

③違反項目の見直し

1) 軸重超過に対する措置命令等の発出基準に応じた違反点数の設定

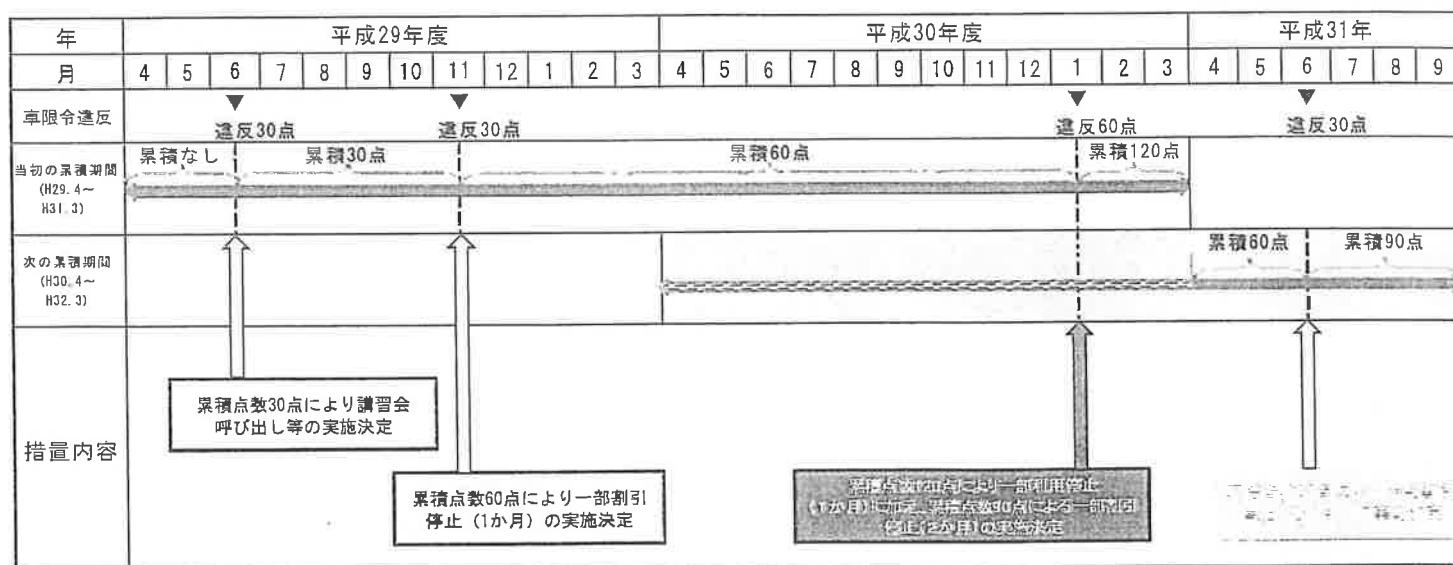
現行

軸重超過	点数
指導警告	なし
措置命令B又はC	

平成29年4月1日～

軸重超過	点数
指導警告	3点
措置命令B又はC	15点

割引停止措置等に至るまでのイメージ及び点数表等



※当初の累積期間は平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2か年とし、以降は1年度ずつずらし2年間を設定します。

(上記期間の場合、次期2年間は平成30年4月1日から平成32年3月31日)

【割引停止措置、利用停止措置等の内容】

区分	措置内容
一部割引停止	契約者のカードの一部について割引を停止するもの。
一部利用停止	契約者のカードの一部について利用を停止するもの。
全部割引停止	契約者のカードの全部について割引を停止するもの。
全部利用停止	契約者のカードの全部について利用を停止するもの。
契約資格取消し	契約者の資格を取り消すもの。